

予算・決算特別委員会に関する議会改革特別委員会の確認内容

○議会運営に関すること

④常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方

予算及び決算の審査のあり方については、まずは常任委員会の機能強化の取組を行うこととして、当面は現行の審査方法（当初予算・本格予算・決算については特別委員会を設置して審査、通常の補正予算については常任委員会で審査）を継続することを決定。（H22. 11. 25 第10回議会改革特別委員会）

⑬予算・決算委員会及び各派代表者会議の運営の改善

予算及び決算の特別委員会については、当面は現行の委員の人数配分の方法を継続することを決定。（H22. 12. 24 第12回議会改革特別委員会）